

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度鳥取県一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をする。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成28年度鳥取県一般会計補正予算

平成28年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,848,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389,011,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 58,562,493	千円 556,960	千円 59,119,453
	1 国庫負担金	15,691,431	456,960	16,148,391
	2 国庫補助金	41,020,969	100,000	41,120,969
11 寄附金		606,000	185,000	791,000
	1 寄附金	606,000	185,000	791,000
12 繰入金		25,174,230	280,000	25,454,230
	2 基金繰入金	24,988,404	280,000	25,268,404
13 繰越金		3,556,688	969,544	4,526,232
	1 繰越金	3,556,688	969,544	4,526,232
15 県債		57,726,000	857,000	58,583,000
	1 県債	57,726,000	857,000	58,583,000
歳入合計		386,163,364	2,848,504	389,011,868

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 31,469,796	千円 967,232	千円 32,437,028
	1 総 務 管 理 費	13,430,227	915,547	14,345,774
	2 企 画 費	12,176,282	1,685	12,177,967
	4 市 町 村 振 興 費	1,251,525	50,000	1,301,525
3 民 生 費		45,563,183	561,120	46,124,303
	4 災 害 救 助 費	3,281	561,120	564,401
4 衛 生 費		16,047,106	500	16,047,606
	2 環 境 衛 生 費	2,728,809	500	2,729,309
6 農 林 水 産 業 費		34,142,695	130,440	34,273,135
	1 農 業 費	6,224,748	111,870	6,336,618
	4 林 業 費	10,604,621	18,000	10,622,621
	5 水 産 業 費	6,865,768	570	6,866,338
7 商 工 費		17,819,993	48,847	17,868,840
	1 商 業 費	5,321,946	48,847	5,370,793
8 土 木 費		59,959,411	690,000	60,649,411
	1 土 木 管 理 費	1,328,784	10,000	1,338,784
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,826,209	150,000	32,976,209
	3 河 川 海 岸 費	15,627,610	30,000	15,657,610
	6 住 宅 費	3,674,690	500,000	4,174,690
10 教 育 費		69,489,355	20,365	69,509,720

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	13,036,316 ^{千円}	4,597 ^{千円}	13,040,913 ^{千円}
	4 高等学校費	11,942,556	384	11,942,940
	5 特別支援学校費	6,531,226	384	6,531,610
	6 社会教育費	4,329,616	15,000	4,344,616
11 災害復旧費		4,745,088	430,000	5,175,088
	2 土木施設 災害復旧費	3,553,320	430,000	3,983,320
歳出合計		386,163,364	2,848,504	389,011,868

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
私立学校災害復旧費利子補助 (倉吉北高等学校)	平成29年度から 平成38年度まで	千円 136
私立学校災害復旧費利子補助 (湯梨浜学園中学校・湯梨浜学園高等学校)	平成29年度から 平成38年度まで	196
私立学校災害復旧費利子補助 (鳥取看護大学・鳥取短期大学)	平成29年度から 平成38年度まで	269
生活福祉資金利子補給	平成29年度から 平成35年度まで	4,695
災害援護資金利子補給	平成32年度から 平成34年度まで	5,025
母子父子寡婦福祉資金利子補給	平成29年度から 平成34年度まで	563
農業施設等復旧支援資金 利子補助	平成29年度から 平成33年度まで	723
農業施設等復旧支援資金 保証料補助	平成29年度から 平成33年度まで	2,404
果樹共済加入促進対策事業補助	平成29年度	2,086
水産業施設等復旧支援資金 利子補助	平成29年度から 平成33年度まで	242
水産業施設等復旧支援資金 保証料補助	平成29年度から 平成33年度まで	2,500

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
財 産 管 理 費	千円 573,000				千円 1,197,000			
建設災害復旧費	987,000				1,120,000			
救 助 費	0				100,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より財政融 資資金その 他より借入 れするもの とする。た だし、事業 又は県財政 の都合によ り起債額の 全部又は一 部を翌年度 に繰り延べ て起債する ことができる。	10%以内 (ただし、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	借入年度から 1年すえ置 き、じ後29年 度間に償還す るものとし る。ただし、 県財政その他 の都合により すえ置き及び 償還年限を短 縮又は延長し て起債し、あ るいはすえ置 き又は償還期 間中であって も償還年限を 短縮し、延長 し、又は繰上 償還を行い、 若しくは借換 えすることが できるものと する。

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。